５ 生 衛 第 ９５３ 号
令和５年 11 月 14 日

一般社団法人愛知県食品衛生協会会長　様

愛 知 県 保 健 医 療 局 長
（ 公 印 省 略 ）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 13 条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について（通知）

このことについて、令和５年 11 月７日付け健生発 1107 第１号で厚生労働省健康・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、貴会員に周知してください。

担　当　　生活衛生部生活衛生課
食の安全・安心グループ
電　話　　052-954-6297（ダイヤルイン）
ＦＡＸ　　052-954-6921
電子メール　eisei@pref.aichi.lg.jp